令和９年度に向けた
農地等利用最適化推進施策の改善に関する
意見書

伊達市農業委員会

日本の農業・農村は、食料の安定供給、地域経済の活性化、そして豊かな地域文化を育む上で極めて重要な役割を担っています。

伊達市においても、これまで継承されてきた豊かな農地、高品質な農産物、そして美しい農村景観は、市民が誇るべきかけがえのない財産です。

しかしながら、伊達市の農業・農村の現状を見ると、発災から 15 年以上が経過した東京電力第一原発事故による風評、その後の度重なる自然災害等から未だ復旧・復興しておらず、農業従事者の高齢化や後継者不足に伴い遊休農地の増大、農業用水の喪失、野生鳥獣による被害等多くの課題が山積しています。

これに対して、伊達市におかれましても、様々な対策に取り組まれていることは承知しております。令和７年３月に策定された「地域計画」はその一つであり、農業を担う者ごとに利用する農地を集積・集約し、10 年後に目指す地域の農地利用の達成に向けた取り組みとなります。

我々、伊達市農業委員会におきましても、地元の農業委員、農地利用最適化推進委員が、各集落での話し合いに積極的に関与し、農業・農村という財産を次世代に引き継いでいくため、尽力していく所存であります。

つきましては、伊達市の農業・農村の持続可能な発展と、担い手が安心して営農を継続できる環境整備を図るため、令和９年度の予算編成及び各種施策の推進にあたり農業委員会等に関する法律第 38 条第１項に基づき、以下のとおり意見を提出いたします。

令和８年 10 月 30 日

伊達市長　　須田　博行　様

伊達市農業委員会
会長　清 野 直 人

令和９年度に向けた農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見項目

１ 遊休農地の発生防止・解消対策について

農業委員会では、農地の有効利用に向け、利用状況調査(農地法第 30 条)及び利用意向調査(農地法第 32 条)を実施し、指導を行っている。しかし、当市の農業実態は従事者の高齢化や担い手不足による労働力の減少により、遊休農地が増加していることから、以下の対策推進を強く求める。（別紙資料のとおり）

（１）遊休農地の発生防止・解消と農地保全の強化

◉地域計画の更なる推進と実効性確保のため、令和 7 年 3 月に策定された「地域計画」について、各地区における計画の実現に向けたブラッシュアップを継続的に実施し、必要な予算措置と市職員による継続的な支援を行うこと。

（２）遊休農地の解消と再生に向けた支援について

◉農地集積に係る貸し手、借り手に対する支援の充実を図り、特に借り手が遊休農地を解消するための支援の補助金、遊休農地利活用への支援、農地再生費用への補助等を行うこと。併せて地域が行う共同活動を支援する仕組みの検討を進めること。

２ 農業後継者・担い手支援について

担い手の経営安定には、農業所得の安定が不可欠であることから、収入減少による影響を極力抑える経営所得安定対策等が必要である。農業の持続的発展には、安定的な農業経営と新たな担い手の確保・育成が不可欠で、魅力ある「儲かる農業」を実現するため、以下の施策を講じること。

（１）農業所得の安定化と経営コスト負担の軽減

◉不安定な中東情勢により燃料・資材・肥料等の価格高騰に対し、国県への負担増補填策を継続要望するとともに、市独自の資材購入支援も継続すること。

◉災害等による収入減少リスクに対応するため、収入保険の保険料補助を継続し白色申告者も加入できるよう国県に働きかけること。

（２）高収益型農業への転換促進と経営強化

◉生産・加工・販売・６次産業化への取り組みを継続的に支援し、所得向上を図ること。

◉スマート農業等の先端技術導入支援を継続し、営農の効率化・省力化を推進すること。

（３）新規就農者・後継者確保と地域定着の支援

◉若者・定年帰農者・法人(企業)など、多様な担い手の確保･育成に努めること。

◉認定農業者等の養成、就農者に対する報奨金制度・設備導入補助の拡充のほか、研修受入農家の充実を図り、新規就農者及び後継者の確保に努めること。

◉新規就農者が地域に定着できるよう、農業経営・農業技術支援を充実させ、各種支援制度を網羅的に情報発信すること。

◉伊達市農業の継承のために、定年帰農者や多様な形で農業に関わる者に対する支援、空き家を利用した住居と農地の確保、農業後継者の結婚支援等、包括的な農業後継者対策を図ること。

◉スマート農業等の先端技術導入への支援を行い、農業者の営農効率化・省力化を継続して行うこと。

３ 原子力災害対策について

東京電力福島第一原子力発電所の一刻も早い事故処理と、被害に対する損害賠償、生活再建、農業経営再開も含め、支払われていない賠償金の早急な支払いと長期的な視点での十分な賠償は、東京電力と国が責任を持って行うべきものである。

（１）国・東京電力への継続的な要請

◉安心して営農できるよう、継続的なモニタリング調査、未だ出荷制限のある山菜等の状況改善（エリア分け等）、ＡＬＰＳ処理水の海洋放水に起因する風評被害防止対策等、東京電力と国へ強く働きかけを行うこと。

（２）風評被害払拭と消費者信頼の醸成

◉農家・生産団体等が安全な農産物を生産・販売できるように、市長によるトップセールスはもとより、学校給食への地場食材利用を定期的に行うなどの手立てを講じながら風評被害を払拭し、消費者が安心して食することができるための支援を行うこと。

４ 鳥獣被害防止対策について

カラス、サル、イノシシ等による農作物の鳥獣被害が年々増加している中、伊達市においては鳥獣被害対策実施隊や捕獲檻の設置等により駆除対策が講じられているところである。しかし、特にサルやカラス被害が深刻化するなど、従来の対策だけでは被害を完全に防止することは困難であり、営農意欲の減退による農業経営の廃止や、遊休農地の拡大を招き、地域営農全体が阻害されている。

（１） 個体数削減と専門体制の強化

◉深刻化する鳥獣被害に対し、サルやイノシシ等の捕獲駆除計画の具体化や、専門家による調査を実施するなど、早急に個体数削減対策を講じること。また、捕獲駆除だけでなく、継続的かつ効果的な被害対策を実現するため、専門体制を強化すること。

（２）鳥獣被害対策実施体制の強化

◉鳥獣被害対策実施隊の活動をより円滑かつ持続的にするため、隊員の確保と後継者育成に対する支援を強化すること。

（３）侵入防止対策と猟具購入支援の拡充

◉イノシシ等による被害防止のため、侵入防止柵設置に関する補助要件の緩和と設置後の管理費に対する継続的な支援を講じること。

◉くくりわな等の猟具購入費用について、補助対象の拡大や申請手続きの簡素化を図ること。

（４）生息環境の整備と管理

◉農地と里山の境界の線引きを行い、緩衝帯の設置や藪の刈り払いなど、隠れ家となる場所を減らす対策を講じ、「守るべき農地」を確保する施策を展開し農地の保全と有効利用を図ること。

５ 防災・減災対策について

近年、異常気象の常態化により、度重なる大雨や台風等の自然災害が激甚化し、農地や農業用施設への被害が頻発し、営農活動に深刻な影響を与えている。早期復旧はもちろんのこと、今後、大雨による河川氾濫を防ぐため、河川・ため池等の堤体や堆積土砂の定期的な管理等による国や県と連携した防災・減災対策が必要である。

（１）農業用施設の機能強化と緊急点検の徹底

◉河川やため池については、大雨や台風による土砂堆積で水深が浅くなる現状を踏まえ、堤体の点検・改修、定期的な土砂の撤去を早急に行うこと。

（２）農地の多面的機能の積極的な活用と支援

◉近年の異常気象下において、田んぼの持つ保水力(田んぼダム機能)が、洪水浸水被害の軽減に果たす役割は極めて大きい。東根川、伝樋川、広瀬川周辺等への具体的な「田んぼダム」設置に取り組む活動への補助に関する周知を行うなど、新たな支援策を推進すること。

（３）農業従事者の安全確保

◉気温上昇により農作業時における熱中症リスクが高まっていることから、農業者の熱中症対策に関する情報提供を継続的かつ効果的に行うこと。

６ 農作物被害対策について

本年は農作物への降ひょう被害も発生するなど、近年の気象条件は年々変化するとともに、モモ穿孔(せんこう)細菌病をはじめとした病害虫被害についても依然として継続している。伊達市ブランドの桃や柿をはじめとした農産物を守り、その競争力を維持・強化するため、対策の強化継続が必要である。

（１）被害発生後の迅速な復旧支援

◉凍霜害等による農作物の被害に対し、次年度作付けに向けた資材購入費の補助等、迅速かつ実効性のある財政支援を引き続き図ること。

（２）病害虫対策の強化

◉モモ穿孔細菌病については、年間を通して様々な薬剤散布による防除に頼るしかなく、その費用負担が大きくなっている。ついては防除にかかる費用の補助率を引き上げ、市特産物である桃の産地を維持していくための支援の強化を図ること。また、早期に効果ある薬剤の開発が待たれるところであり、開発後の早期導入への支援を検討すること。

◉近年、バラ科の樹木を枯らす特定外来生物「クビアカツヤカミキリ」の被害が拡大している。県内での発生は未確認だが、隣県への拡大から本市への侵入が危惧される。基幹作物の桃に壊滅的な被害を及ぼす恐れがあるため、周知徹底や監視体制の構築、迅速な駆除体制の整備など、未然防止と初期対応の強化に万全を期すこと。

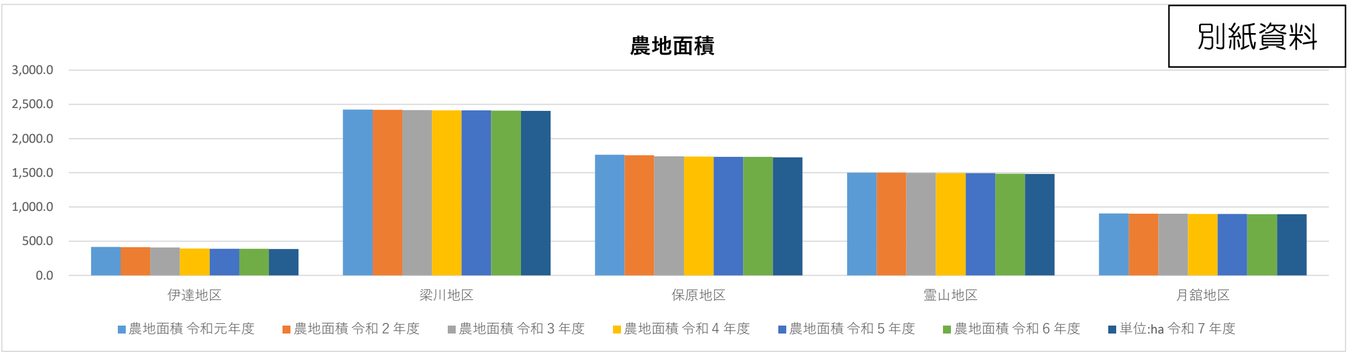
別紙資料

過去７年間の遊休農地面積の推移

農地面積

単位：ha

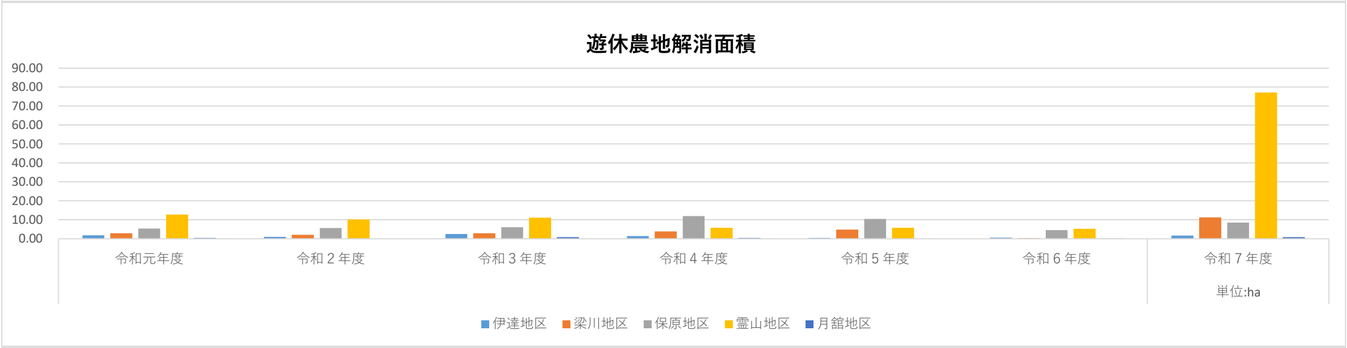
	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
伊達地区	416.9	413.2	409.1	392.3	390.2	387.5	386.3
梁川地区	2,424.4	2,422.3	2,418.3	2,414.0	2,412.1	2,408.9	2,406.5
保原地区	1,765.5	1,757.8	1,740.6	1,735.4	1,734.3	1,731.4	1,727.4
霊山地区	1,502.2	1,500.5	1,497.7	1,493.6	1,492.7	1,487.2	1,484.1
月舘地区	904.1	902.1	900.7	899.6	898.8	896.1	894.8
合　計	7,013.1	6,995.9	6,966.5	6,935.1	6,928.1	6,911.1	6,899.0



遊休農地解消面積

単位：ha

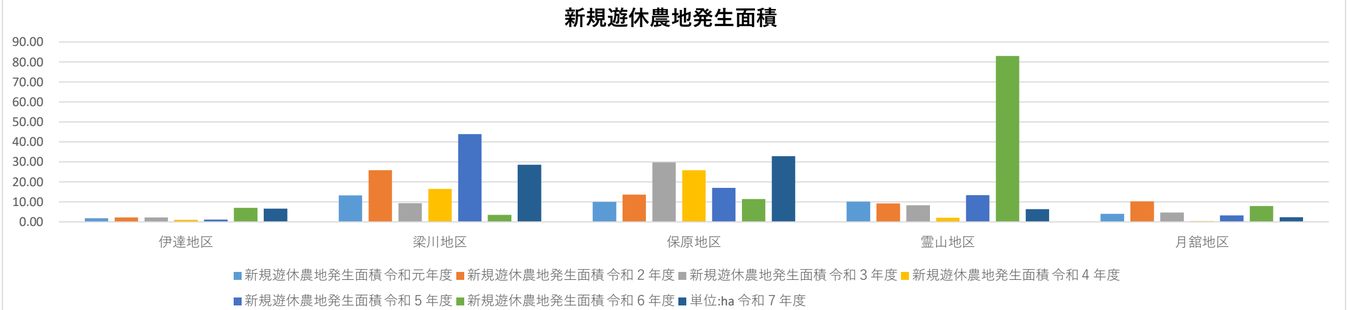
	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
伊達地区	1.85	1.02	2.51	1.39	0.50	0.58	1.63
梁川地区	2.89	2.09	2.92	3.91	4.91	0.39	11.25
保原地区	5.43	5.66	6.10	12.02	10.50	4.59	8.54
霊山地区	12.75	10.18	11.20	5.78	5.82	5.24	77.25
月舘地区	0.43	0.03	0.90	0.48	0.00	0.16	0.86
合　計	23.35	18.98	23.63	23.58	21.73	10.96	99.54



新規遊休農地発生面積

単位：ha

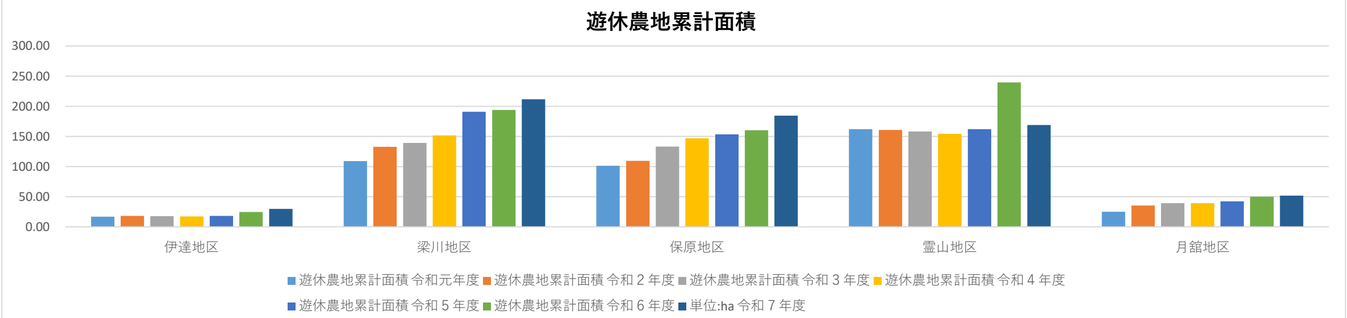
	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
伊達地区	1.82	2.23	2.23	0.98	1.20	7.08	6.69
梁川地区	13.25	25.82	9.40	16.51	43.90	3.56	28.64
保原地区	10.01	13.68	29.71	25.83	17.00	11.45	32.85
霊山地区	10.20	9.24	8.30	2.02	13.40	83.02	6.42
月舘地区	4.09	10.21	4.71	0.44	3.21	7.96	2.28
合　計	39.37	61.18	54.35	45.78	78.71	113.07	76.89



遊休農地累計面積

単位：ha

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
伊達地区	16.90	18.11	17.83	17.45	18.00	24.58	29.64
梁川地区	108.92	132.64	139.12	151.72	190.70	193.95	211.33
保原地区	101.47	109.49	133.10	146.91	153.40	160.28	184.59
霊山地区	161.84	160.90	158.00	154.29	161.80	239.67	168.84
月舘地区	25.22	35.41	39.22	39.17	42.30	50.19	51.61
遊休農地面積累計（合計）	414.35	456.55	487.27	509.54	566.20	668.67	646.01



遊休農地面積率

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
伊達地区	3.99%	4.02%	4.36%	4.45%	4.63%	6.34%	7.67%
梁川地区	4.33%	4.76%	5.75%	6.28%	7.91%	8.05%	8.78%
保原地区	6.83%	7.12%	7.65%	8.47%	8.85%	9.26%	10.69%
霊山地区	10.75%	10.60%	10.55%	10.33%	10.84%	16.12%	11.38%
月舘地区	2.81%	3.22%	4.35%	4.35%	4.72%	5.60%	5.77%
遊休農地化率	6.12%	6.36%	7.00%	7.35%	8.18%	9.68%	9.36%

